



池人事発第154号
平成31年2月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎弦一様

同 北大阪地域協議会

議長 重澤嘉男様

同 豊能地区協議会

議長 柴田直希様

池田市長 倉田



回 答 書

2019年1月9日付にて要請のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

別紙のとおり

回 答	要 望	担当課
<p>1. 雇用・労働・WLB施策</p> <p>(1)就労支援施策の強化について</p> <p>①地域での就労支援事業強化について、各自治体の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考にして、事業の強化を図ること。</p> <p>さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績(利用件数、就職者数など)を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めしていくこと。</p>	<p>地域就労支援事業につきましては、他自治体の好事例を参考に事業の強化をはかり、効果的な相談体制を構築してまいります。また、府労働事務所及び府内自治体との「地方労働ネットワーク」を積極的に活用してまいります。</p>	<p>地域活性課</p>
<p>②障がい者雇用施策の充実について</p> <p>2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。</p> <p>また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着(離職率の改善)に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させること。</p> <p>さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った合理的配慮を行うとともに、職場定着のためのキーパーソンの設定など、相談体制の整備などをを行うこと。</p>	<p>障がい者の就労支援につきましては、第5期池田市障害者計画の「雇用・就労」で①雇用機会の拡大と就労支援②福祉的就労の場の充実を掲げ、民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、「障がいのある人の就労機会の拡大を図ります。また、地域活動支援センター「咲笑」等と連携して、精神障がい者の就労後の離職定着を支援してまいります。</p> <p>採用については、法定雇用率を維持できるよう、継続的に採用試験を実施するとともに、合理的な配慮を含めた職場環境の整備に努めているところです。</p>	<p>障がい福祉課 人事課</p>
<p>③女性の活躍推進と就業支援について(★)</p> <p>女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。</p>	<p>本市「しごと相談・支援センター」において、女性への就労相談を実施し、就業意欲の向上をはかり、定着支援を努めています。</p> <p>また、平成29年度に、第2次池田市男女共同参画推進計画の改訂を女性活躍推進法の内容を取り入れて実施しました。今後はこの計画に基づき、男女共同参画セミナーの開催やパンフレットの作成などにより、女性の積極的な登用・評価についての啓発を実施してまいります。</p>	<p>地域活性課 人権・文化国際課</p>

要望	回答	担当課
(2)働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について 働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。 また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ワークルール」が社会問題化している。これらの問題を改善するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の改善、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。	労働法制の周知・徹底に向けたセミナー等の啓発活動を継続して実施いたします。 また、「しごと相談・支援センター」を主に、関係機関と連携した相談体制強化に努めます。	地域活性課
(3)地方創生交付金事業を活用した就労支援について 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UJITーン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかるらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。	本市としては、地方創生交付金を活用した就労支援事業を実施しています。また、「地域労働ネットワーク」の機能を強化させ雇用・就労対策を行ってまいります。	地域活性課
(4)産業政策と一体となった基幹人材の育成について 大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。 また製造・運輸・建設分野での人手不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。	国や府と連携し検討してまいります。	地域活性課
(5)ワーク・ライフ・バランス社会の実現について ①男女共同参画社会をめざした取り組み 妊娠・出産・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参画支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。	第2池田市男女共同推進計画に基づき各種施策を実施しているところです。今後も男女共同参画セミナーの開催やパンフレットの作成などにより広く周知を図り、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて啓発を実施してまいります。	人権・文化国際課

要望	回答	担当課
<p>②治療と職業生活の両立に向けて 改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行ないながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>市立池田病院と連携し、サポート体制の構築について検討してまいります。</p>	地域活性課
<p>(6)公共サービス労働者の待遇改善について(豊能地区独自) 公共サービスの担い手はますます多様化し、臨時・非常勤・パート労働者は、雇い止めと低賃金、委託労働者は競争入札による労働条件切り下げなど、多くの課題に直面している。「官制ワーキングプア」の解消をめざして、雇用安定、公共労働基準の確立、均等待遇の実現を図ること。</p>	<p>委託業務においては、競争入札による弊害が出ないよう最低制限価格の採用や労働法規遵守に関する整約書を提出させるなど状況に応じて対応しています。 なお、臨時・非常勤職員等の待遇については、趣旨に沿うよう努力してまいります。</p>	契約検査課 人事課
<p>2.経済・産業・中小企業施策 (1)中小企業・地場産業の支援について ①ものづくり産業の育成強化について MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めることと、さまたまなかのづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。</p>	<p>府と連携し支援について検討してまいります。また、事始め奨励大賞を活用し、新規分野での取り組みについてPRIに努めてまいります。</p>	地域活性課
<p>②中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p>	<p>大阪府の融資制度の情報収集および情報提供に努め、企業のキャッシュフローのサポートを図ります。</p>	地域活性課

要望	回答	担当課
③非常における事業継続計画(BCP)について 2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになつたが、事業継続計画(BCP)は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。	池田商工会議所と連携し、中小企業等への支援に取り組んでまいります。	地域活性課
(2)下請取引適正化の推進について(★) 中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。	取引立場上不利にながらも下請け企業においては、従業員の人事費や労働時間画面で不適切な管理がなされる可能性があり、当該事象を抑止すべく、セミナー等を通じた啓発を継続します。	地域活性課
(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について(★) 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体とする研究会等の設置について検討すること。	総合評価入札制度につきましては、平成23年度より導入しています。 公契約条例の制定につきましては、国において統一的な制度が構築されるべきであり、大阪府市長会から「公契約法」を制定されたい旨、国に要望しています。	契約検査課
3. 福祉・医療・子育て支援施策 (1)地域包括ケアシステムの実現に向けて(★) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のためには、介護施設の整備や24時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実などを行ってまいります。 また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。	本市における地域包括ケアシステムの構築の推進を図るため、第7期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、その中で具体的な目標設定を行い、2025年にかけて段階的に取り組んでいます。 また、毎年度ごと行う上記計画の進捗管理の中で、地域包括ケアシステムの構成員である関係者との協議をし、課題の抽出、検証を行うことで地域の実情に応じた着実な実施を進めています。	地域支援課

要望	回答	担当課	担当課	担当課
(2)予防医療の促進について 平成30(2018)度から6年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連4計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。	生活習慣病やがんなどの早期発見につながるためにも、特定健康診査や各種がん検診の受診率の向上が必要と考えております。特定健康診査の受診率が年々低下してきており、ただでなく、各種がん検診の受診率は府下でも低い方です。この各種がん検診の受診率を向上させることで、疾病の早期発見・早期治療につながると考えられます。そのため池田市医師会とも話し合いの場を持ち、受診率向上にご協力をおいたくようお願いしております。各種がん検診の受診率が向上することで、特定健康診査の受診率も向上するものと考えております。	健康増進課		
(3)介護労働者の待遇改善と人材確保にむけて 介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもどづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を踏み、介護における多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の待遇改善を実施すること。また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。	介護職員待遇改善加算につきましては、届出があれば要件等を確認し適切な運用を実施しているところです。また、加算の取得周知については、近日中にホームページ等において掲載予定です。人材確保については、大阪府の会議へ参加し、北摂圏域や豊能圏域など広域での車両市町を中心に行い、外国人等の人材確保も含め、職場への定着に向けて取組む事業者連携し必要な支援を検討してまいります。	介護職員待遇改善加算につきましては、届出があれば要件等を確認し適切な運用を実施しているところです。また、加算の取得周知については、近日中にホームページ等において掲載予定です。人材確保については、大阪府の会議へ参加し、北摂圏域や豊能圏域など広域での車両市町を中心に行い、外国人等の人材確保も含め、職場への定着に向けて取組む事業者連携し必要な支援を検討してまいります。	地域支援課	
(4)障がい者の虐待防止 障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数が多い。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行ふとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取り組みを徹底すること。	基幹相談支援センター「あおぞら」に障がい者虐待防止センター機能を設置し、24時間体制で障がい者の虐待通報に対応しています。虐待通報後は迅速な対応、再発防止を関係機関と連携し取り組んでいます。また、障がい者の緊急避難施設として、市内の入所施設を確保し、適切な対応を行います。また、障がい者福祉施設における障がい者虐待防止を徹底するよう指導してまいります。	基幹相談支援センター「あおぞら」に障がい者虐待防止センター機能を設置し、24時間体制で障がい者の虐待通報に対応しています。虐待通報後は迅速な対応、再発防止を関係機関と連携し取り組んでいます。また、障がい者の緊急避難施設として、市内の入所施設を確保し、適切な対応を行います。また、障がい者福祉施設における障がい者虐待防止を徹底するよう指導してまいります。	障がい福祉課	
(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて ①待機児童の解消をめざした保育所設置促進「子育て安心プラン」にもどづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府との十分な連携など、人口移動予測なども踏まえた整備をすること。その際には、各自治体での住宅施策との連携など、人口移動するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。	ニーズ調査を踏まえて策定する「池田市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、引き続き年度当初における待機児童ゼロの維持、適切な保育の量の確保・質の向上に努めてまいります。保育所等の認可については、今後も適切な審査・手続きの元、速やかに対応してまいります。企業主導型保育事業については児童育成協会の所管事業ですが、本市において必要な連携は随時行っております。また、民間の保育施設への運営補助については、各施設と連携を図りながら、現状を見極め適切に取り組んでまいります。	幼稚園課		

要望	回答	担当課
②保育士の確保と処遇改善 子どもが心身ともに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などをすること。また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。	保育士や幼稚園教諭等の職場環境の改善については、国の動向を注視しつつ、本市の現状に応じた施策を展開してまいります。 また、処遇改善等加算については事業者向けの制度説明会を実施しています。	幼児保育課
③病児・病後児保育などの充実 病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。	平成28年度12月に從来の病後児保育を整備し、病児・病後児保育対応型として運営を開始しており、併せて体調不良児対応型の事業も実施しております。 乳児保育、延長保育、休日保育についても実績等も勘案しながら今後も継続し、夜間保育についてはニーズを把握した上で適切に対応してまいります。	幼児保育課
⑥子どもの貧困対策について 大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。	平成30年度においては、「大阪府子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、NPO法人等との連携を図り、課題を有する子どもや保護者を見出し、支援のつなぎや見守り等を行う取組みを進めていきます。	教育センター
(7)子どもの虐待防止対策について(★) 年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。 特に大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。	本市においては、平成30年4月から、子ども家庭総合支援拠点を設置し、保健師と精神保健福祉士を新たに配置することで、子どもやその家庭を支援する体制の整備・強化を図っています。また、平成31年度より、専門職を増員し、養育困難な家庭への訪問支援を検討しているところです。 今後とも、池田子ども家庭センターや各関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めながら、児童虐待防止対策の強化を図ってまいります。	子育て支援課

担当課	回答	要望	担当課
教職員課	<p>平成29年度より、本市では小中一貫教育の指導区分前期にあたる小学校1年生から4年生までの35人以下学級編制を実施しているところです。文部科学省の2019年度概算要求では、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導運営体制を構築し、「チームとしての学校」を実現するための予算を要求しているとのこと。現在池田市で実施している35人学級編制の効果を検証するとともに、今後も、国や府の動向を見据え、引き続き35人以下学級の拡大を関係機関に働きかけていきます。</p>	<p>(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて 将来を担う子どもたちの教育環境を充実させたためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。</p> <p>(2)奨学金制度の改善について(★) 2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度の創設を求めてること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。</p> <p>(3)人権侵害等に関する取り組み強化について ①女性に対する暴力の根絶 配偶者暴力相談センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。</p> <p>②差別的言動の解消 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定するなどの対応を検討すること。</p>	<p>平成29年度より、本市では小中一貫教育の指導区分前期にあたる小学校1年生から4年生においては、高校・大学生を対象に給付型の奨学金制度を実施しています。当該制度においては、平成31年度も継続する予定であり、今後とも府内の制度利用者に資する制度構築を大阪府と連携しつつ取り組んでまいります。 ※日本学生支援機構奨学金等については、大阪府の所掌事務。</p> <p>総務・学務課</p> <p>今後も「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報誌への啓発記事の掲載やポスター展の開催、リーフレット類の配架により市民への啓発を行うとともに、関係部署、機関ヒューマンネットワーク等の開催を行ってまいります。</p> <p>人権・文化国際課</p> <p>「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の公布より3年経過し、府内市町村においても重要課題と認識しております。大阪府や大阪府市長会と連携しながら、地域の実情に応じたヘイトスピーチ解消について施策について研究するとともに、条例制定につきましても検討してまいります。</p> <p>人権・文化国際課</p>

要望	回答	担当課
<p>③多様な価値観を認め合う社会の実現</p> <p>LGBTなどのセクシュアルマイナリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。</p>	<p>趣旨を考慮し、検討してまいります。</p>	人権・文化国際課
<p>④就職差別の撤廃、部落差別の解消</p> <p>この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことからも、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。</p>	<p>ハローワーク及び大阪企業人権協議会と連携し、公正採用選考制度の普及を図り、部落差別解消法の周知につきましても関係諸団体との連携を強化します。</p>	人権・文化国際課
<p>(4)学校施設再編整備計画について(池田市独自)</p> <p>施設一体型小中一貫校の開校を含む学校施設再編整備計画については、池田市教育の未来を左右する重大な案件である。この件については、十分な協議をしながら計画を進めること。</p>	<p>今後とも関係部局と十分協議したうえで進めてまいります。</p>	総務・学務課
<p>(5)学校図書館司書他の市費アルバイト職員の待遇について(池田市独自)</p> <p>学校図書館司書他の市費アルバイト職員の待遇を2013年度以前並に戻すこと。</p>	<p>本市の臨時的任用職員の勤務実態の把握に努めるとともに、近隣市の臨時的任用職員の勤務条件(職務、任用期間、賃金、勤務時間、社会保険等)も参考にしつつ、本市の臨時的任用職員の待遇について検討し、関係部局に要望をあげているところです。</p>	教職員課

要望	回答	担当課
(6)平和発信機能の強化(豊能地区強化) 過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。	平和首長会議への参加や平和行進への協力などの施策を実施するとともに、平和の尊さの発信を図っております。	危機管理課
5.環境・食料・消費者施策 (1)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量が達成されるよう、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源化を進めるとともに、リサイクル製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。	本市では「家庭ごみの指定袋制」を導入し、廃棄物量の削減に努めるとともに、ペットボトルやトレイ類の分別収集、小型家電や水銀含有廃棄物の拠点回収を実施し、再資源化率の向上に努めているところです。また、北摂地域の自治体と事業者で、レジ袋の無料配布中止等を趣旨とした「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、更なるごみの減量を目指しています。今後とも、循環型社会の形成に向け、さまざまな施策を検討してまいります。	環境政策課
(2)食品ロス削減対策のさらなる推進(★) 大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下のような取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。 ①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。 ②食品事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。 ③教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。 ④「食の都・大阪」は「食品を大切にする、食品ロスに敏感な街」であると認識してもらうよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的にを行うこと。 ⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。	引き続き大阪府や関係各課と連携し啓発に取り組むとともに、環境学習出前講座や環境に関するイベントなどでPRを行うなど、食品ロス削減対策に取り組んでまいります。	環境政策課

要望	回答	担当課
<p>(3)消費者教育の推進</p> <p>①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減 ②学校現場や成人年齢が18歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発 ③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが2017年4月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動(エシカル消費)の推進</p>	<p>高齢者を中心とする消費者の保護を目的とした「高齢者消費問題連絡会」を定期的に開催し、大阪弁護士会、池田警察署等外部機関を含めた連携体制の構築に引き続き尽力します。また、学校での講座や啓発冊子の配布などにより若年層への啓発について努めてまいります。</p> <p>地域活性課</p>	
<p>上記3点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、消費者教育の果たす役割は大きい。</p> <p>このような社会情勢のもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。</p>	<p>特定空家等につきましては、池田市空家等対策計画に基づき、所有者に対する適正な管理を行うように指導に努めています。</p> <p>また、空き家の利用促進に向け、適正管理とあわせて、平成30年度5月にスタートした空き家バンク制度の周知及び利活用の推進に努めています。</p> <p>まちづくり・交通課</p>	
<p>6.社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策</p> <p>(1)空き家対策の強化</p>	<p>倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」に基づき、対策を講じること。</p>	
<p>(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進</p>	<p>交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定され、さらなる施策の推進における改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通構造形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通保有改修事業により設置された公共交通施設や改正地域公共交通再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう協議会参画などの対応を行うこと。</p>	<p>まちづくり・交通課</p>

要 望	回 答	担当課
(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策 公共交通機関(鉄道駅・空港など)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。	路線バス事業者のノンステップバス車両導入や鉄道駅の耐震化工事補助を実施し、交通バリアフリーの整備促進を図っています。ホームドア・可動式ホーム柵の設置においては、鉄道事業者において設置が検討されていると聞き及んでも、今後、設置に対する費用助成などを検討し、鉄道利用者の安全確保のため、可能な限り早期の設置を要請してまいります。 2019年度には、駅周辺の移動円滑化について、現行のバリアフリー基本構想の検証に加え、移動円滑化基本方針の策定に向け取り組んでまいります。	まちづくり・交通課
(4)防災・減災対策の充実徹底(★) 自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、自治体が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とともに連携した具体的な訓練など、継続的に行うこと。さらには災害発生時ににおける情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい工夫を行うこと。	ハザードマップの配布に加えて、市ホームページや出前講座等を通じて市民に積極的に啓発を行い、自助の推進に努めます。 また避難行動要支援者名簿の更新については、適切な実施に努めるとともに、地域が実施する防災訓練への積極的な参加を関係団体に要請し、顔の見える関係の構築に努めてまいります。 ホームページについても災害時モードに切り替える等、アクセスしやすい工夫にも努めます。	危機管理課
(5)地震発生時における初期初動体制について 緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また地震発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行うこと。 また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤(通学時間帯)と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。 さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、①外国人観光客への利用できる避難所の設置、②発災時の情報入手方法をまとめた多言語パンフレットを大阪訪れる観光客に配布すること。	事前に池田市災害対策用組織名簿を編成し、緊急時にはそれぞれの業務に従事します。災害状況により業務維持計画により通常業務を運別します。 最寄りの自治体への出勤は被害の把握の必要から難しいですが、普段からの自治体間の連携は行つていいかと考えています。 帰宅困難者については、大阪府の意向を受け、今後も検討を行つていいかと考えています。 外国人対応については、近畿総合通信局において災害情報などの確に伝達できる仕組みの構築の実証が今年開始されるのに併せ、池田市としても実証における情報交換や協力のための協議会に職員を参加させています。 避難については、市内各所に多言語表記の避難所案内看板及び避難所案内看板を設置しています。	危機管理課

要 望	回 答	担当課
(6)大阪府北部地震に対する支援について(★) 本年6月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府・国に対しても必要な措置を求めること。また今回の大阪北部地震の発生をうけて防災計画の検証と必要な見直しを行うこと。	大阪北部地震だけでなく、平成30年7月豪雨や台風と停電などの被害を受け、国や府に必要な措置を求めるとともに、地域防災計画の検証やマニュアルの検討などを進めていきたいと考えています。	危機管理課
(7)集中豪雨など風水害の被害防止対策(★) 西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまで日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみて、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考える。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施することとともに、自治体が発令する避難情報を内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。	土砂災害の危険のおそれがある箇所における砂防ダム及び治山ダムの設置については、優先順位をつけて大阪府が実施していると聞きました。 またハザードマップの中で被害想定区域を明示しており、市民の皆様が適切な避難行動を実施できるように周知するとともに、今年度整備している防災行政無線をはじめ伝手段の多様化に努めさせていきたいと考えています。	危機管理課
	(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について 国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされています。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講じること。	大阪府警及び公共交通機関事業者と連携を図り、暴力行為防止に向け広報誌やホームページの活用等啓発を図ってまいります。